

# 重要事項説明書 (地域密着型通所介護)

デイサービス はぴねす



## 地域密着型通所介護重要事項説明書

### 1 地域密着型通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	優々ケアサポート株式会社 (営利法人)
代表者名	代表取締役 菅野 雄三
所在地・連絡先	(住所) 千葉県富里市日吉台3丁目34番地10 (電話) 0476-85-7879 (FAX) 0476-85-7879

### 2 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービス はびねす
所在地・連絡先	(住所) 千葉県富里市日吉台3丁目34番地10 (電話) 0476-85-7879 (FAX) 0476-85-7879
事業所番号	1294000052
管理者の氏名	菅野 雄三
利用定員	通所介護 ( 10 名 )

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務の内容
		常勤専従 (人)	常勤兼務 (人)	非常勤専従 (人)	非常勤兼務 (人)	
管理者	1		1			事業所の管理
生活相談員	2	1		1		相談・生活指導等
介護職員	4		3	1		介護全般
機能訓練指導員	2			2		機能回復訓練等
看護職員	1			1		健康管理、その他介護業務等

#### (3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	営業時間内に勤務 9:00~19:00、8:00~18:00	ローテーションによる
生活相談員	営業時間内に勤務 9:00~19:00、8:00~18:00	ローテーションによる
介護職員	営業時間内に勤務 9:00~19:00、8:00~18:00	ローテーションによる
機能訓練指導員	営業時間内に勤務 9:00~13:00、9:00~17:00	ローテーションによる
看護職員	営業時間内に勤務 9:00~13:00、9:00~17:00	ローテーションによる

#### (4) 事業の実施地域 (※下記地域以外でもご希望の方はご相談ください。)

事業の実施地域	富里市
---------	-----

#### (5) 営業日

営業日	年中無休
営業時間	8:00~18:00
サービス提供時間	9:00~17:30

※送迎対応時間は原則8:00~19:00となります。  
上記時間以外の送迎もご相談ください。

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	食事（昼食）を提供します。
入 浴	清潔を保つお手伝いをします。 介助が必要な方には職員が個別対応します。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機 能 訓 練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生 活 指 導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションや健康体操等を実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者と利用者の家族からの各種ご相談に問題解決に向けて取り組みます。
送 迎	ご自宅から施設内までの送迎を行います。但し、ご希望があれば、利用者の家族が行なうことも可能です。

イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割または2割及び3割が利用者の負担額となります。

【料金表】令和6年4月1日改正

※下記の金額表記は、右記地域単価を乗じたものである。

(地域密着型通所介護)

※下記の負担額に10.14を乗じたものが料金になります。

地域単価	10.14
富里市	7級地

サービス提供時間	要介護度	単位数	ご利用者負担額		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	416単位	416円	832円	1248円
	要介護2	478単位	478円	956円	1434円
	要介護3	540単位	540円	1080円	1620円
	要介護4	600単位	600円	1200円	1800円
	要介護5	663単位	663円	1326円	1989円
4時間以上 5時間未満	要介護1	436単位	436円	872円	1308円
	要介護2	501単位	501円	1002円	1503円
	要介護3	566単位	566円	1132円	1698円
	要介護4	629単位	629円	1258円	1887円
	要介護5	695単位	695円	1390円	2085円
5時間以上 6時間未満	要介護1	657単位	657円	1314円	1971円
	要介護2	776単位	776円	1552円	2328円
	要介護3	896単位	896円	1792円	2688円
	要介護4	1013単位	1013円	2026円	3039円
	要介護5	1134単位	1134円	2268円	3402円

6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	678単位	678円	1356円	2034円
	要介護 2	801単位	801円	1602円	2403円
	要介護 3	925単位	925円	1850円	2775円
	要介護 4	1049単位	1049円	2098円	3147円
	要介護 5	1172単位	1172円	2344円	3516円
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	753単位	753円	1506円	2259円
	要介護 2	890単位	890円	1780円	2670円
	要介護 3	1032単位	1032円	2064円	3096円
	要介護 4	1172単位	1172円	2344円	3516円
	要介護 5	1312単位	1312円	2624円	3936円
8 時間以上 9 時間未満	要介護 1	783単位	783円	1566円	2349円
	要介護 2	925単位	925円	1850円	2775円
	要介護 3	1072単位	1072円	2144円	3216円
	要介護 4	1220単位	1220円	2440円	3660円
	要介護 5	1365単位	1365円	2730円	4095円

・加算等

加算名称	単位数	ご利用者負担額		
		1割	2割	3割
入浴介助加算（1回につき）	40単位	40円	80円	120円
送迎を行わない場合の減算（片道につき）	-47単位	-47円	-94円	-141円
介護職員処遇改善加算Ⅲ（1月につき）	所定単位数の8.0%を加算			

（加算減算の概要）

種 類	概 要
送 迎 減 算	送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）に減算の対象となります。
入 浴 介 助 加 算	入浴中の利用者の観察を含む、介助を行う場合に算定されます。観察とは、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のための見守り的な援助であり、極力利用者自身の力で入浴できるように、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行います。結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合でも、加算の対象となります。
介 護 職 員 処 遇 改 善 加 算 （Ⅲ）	介護職員の賃金改善の観点から、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的とした加算です。算定要件を満たし、計画を指定権者に提出した事業所のみが加算取得の対象となります。

【利用料金の計算方法】

（1ヵ月の利用合計単位数+1ヵ月の利用合計単位数×処遇改善加算8.0%）×地域単価  
上記計算方法により、算出された金額の1割又は2割及び3割が自己負担となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○ 事業の実施地域外の交通費

事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、事業の実施地域を超えて1kmあたり20円の交通費が必要となります。

○ 食費

食事サービスを受ける方は、昼食代1食あたり600円が必要となります。

○ おむつ代

おむつ等を使用される方は、以下の通り料金がかかります。

おむつ・リハビリパンツ : 150円

パット : 50円

○ その他の費用

地域密着型通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、利用者の希望により通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用は、サービス提供の範囲を超えた時点から利用者の負担となります。

○ キャンセル料

正当な理由がある場合に限り、無料です。

(3) 利用料等のお支払方法

利用料等のお支払い方法については、現金、または、銀行振込にてお願いいたします。口座自動引き落としには対応していませんのでご了承ください。

4 事業所の特色等

(1) 事業の目的

365日年中無休で地域密着型通所介護サービスを提供しています。

また、少人数制を活かして個人個人にあったケアを提供しています。

(2) 運営方針

① わたしたちは、利用者様を尊敬し、その命を守り、責任を持って介護を行ないます。

② わたしたちは、一人ひとりに「目配り・気配り・心配り」ができる個別ケアに真正面から取り組んでいます。

③ わたしたちは、住み慣れた地域社会の中で、尊厳を保ちながら「自分が自分らしくありのまま」に生活できるようにお手伝いします。

④ わたしたち職員全員が「介護職人」だと自負し、より質と満足度が高いケアを目指して取り組んでいます。

⑤ わたしたちは、「必要な時」に「必要な量」の介護サービスを「必要な地域」で提供し、在宅生活をサポートします。

⑥ わたしたちは、誰もが安心して生活できる地域社会づくりに、草の根から貢献します。

(3) その他

事 項	内 容
地域密着型通所介護計画の作成及び事後評価	当事業所の管理者が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（地域密着型通所介護モニタリング評価表）に記載して、利用者に説明の上、交付します。
従業員研修	採用時研修 採用後1ヶ月以内 全体研修 年6回 事業所内研修 年12回

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

□ 当事業所 お客様 相談窓口	窓口責任者	菅野 雄三
	ご利用時間	9:00~17:30
	ご利用方法	電話 0476-85-7879
	面接 意見箱	(当事業所相談室) (玄関に設置)
□ 富里市 高齢者福祉課 相談窓口	住所	千葉県富里市七栄652-1
	電話	0476-93-4980
	ご利用時間	8:30~17:15

国保連 相談窓口	住 所	千葉県千葉市稲毛区天台6-4-3
	電 話	043-254-7409
	ご 利 用 時 間	9:00～17:00

## 6 事故発生時における対応方法

事業者は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人、及び利用者の家族に連絡を行うとともに、利用者に対して応急措置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。発生した事故は記録に残し、内容によっては基準に基づき、保険者、居宅介護支援事業所への報告を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害保険に加入し速やかにその対応を行います。但し、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

- ・加入損害保険会社名： 東京海上日動火災保険株式会社 TEL 0476-23-1825
- ・加入損害保険名： 介護サービス事業者賠償責任保険

## 7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（利用者の家族等）※①は優先、②は①が不通の場合に使用、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名	
	所在地	
	氏名	
	電話番号	

【優 先】 緊急時連絡先① (家 族 等)	氏名・続柄	( 続 柄 )
	住 所	
	電話番号	
【①不通の場合】 緊急時連絡先② (家 族 等)	氏名・続柄	( 続 柄 )
	住 所	
	電話番号	

## 8 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める災害非常時マニュアルに則り対応を行います。		
防 災 訓 練 及 び 防 災 設 備	別途定める消防計画に則り、年2回総合訓練を行います。		
	設備名称	個数等	設備名称
	スプリンクラー	1	防火扉・シャッター
	避難階段		屋内消火器
	自動火災報知設備	1	ガス漏れ探知機
	誘導灯	2	
カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			

## 9 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 10 身体拘束について

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録します。

## 11 サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 転倒やケガのリスクなどもあることをご承知ください。

## 12 秘密保持等の体制及び個人情報に関する基本方針

### 《秘密保持等の体制》

- (1) 事業者及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は、利用者の家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者、又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

### 《個人情報に関する基本方針》

事業者は、保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得る為に以下のルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

#### (1) 個人情報の適切な取得・管理・利用・開示・委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用することとします。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 事業者が依託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に関わる契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をすることとします。

#### (2) 個人情報の安全性確保の措置

- ① 事業者は、個人情報保護の取組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行うこと。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、または棄損の予防及び訂正のため、事業所内において規則類を整備し安全対策に努めることとします。

- (3) 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等への対応  
 事業者は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応することとします。
- (4) 苦情の対応  
 事業者は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応することとします。

《個人情報の利用目的》

事業者が利用者及び、利用者の家族の個人情報を利用する目的は以下の通りとします。

- (1) 介護計画書作成にあたり、ケアカンファレンス、職員会議等の実施のため
- (2) 指定居宅介護支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、福祉事業者等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答のため
- (3) 利用の有無、利用時の様子に関する利用者の家族等への心身状況説明のため
- (4) 介護事故、緊急時等の対応及び報告のため
- (5) 介護保険事務（請求処理、会計処理等）
- (6) 損害賠償保険等に関わる保険会社等への相談または届出等
- (7) 行政等外部監査期間、評価機関等への情報提供
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、地域密着型通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所 事業者名 代表者名	千葉県富里市日吉台3-34-10 優々ケアサポート株式会社 代表取締役 菅野 雄三	⑩
説明者	事業所名 説明者名	デイサービス はびねす 菅野 雄三	⑩

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、地域密着型通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者	住 所 氏 名	0 0	⑩
代理人（又は、利用者の家族代表）	住 所 氏 名	(続柄：)	⑩